

2026年9月17日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

トヨタグループ株式マザーファンド 信託約款の変更の決定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）の主要投資対象である「トヨタグループ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の信託約款の変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、2026年8月13日に公告するとともに、同日現在のマザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の受益者の皆さまに「信託約款の変更（予定）に関するお知らせ」、「異議申立書面」等をお送りし、同日より2026年9月16日まで信託約款の変更に対する異議申立の受付を行いました。

その結果、異議申立を行った受益者の方の保有する受益権の合計口数が、公告日現在のマザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、予定通り、信託約款の変更を行い、2026年11月5日より適用させていただくこととなりました。

今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる証券投資信託

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド
D C トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

2. 変更の内容

① マザーファンドの運用目標の変更および投資対象の追加

マザーファンドの運用目標を、現行の「トヨタ自動車およびトヨタグループ会社の銘柄群の動きをとらえること」から、「トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえること」へ変更します。これに伴い、投資対象についても、従来の「トヨタ自動車」および「トヨタグループ会社」の株式に加え、新たに「トヨタグループ関連会社」の株式を追加します。なお、「トヨタグループ関連会社」とは、委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社がトヨタグループに関連すると判断した会社をいいます。

② 投資比率の計算方法の変更

マザーファンドの組入銘柄の投資比率は、原則として各組入銘柄の時価総額に応じて決定しますが、変更後の運用目標を達成するため必要な場合には、一部のトヨタグループ関連会社の株式について、時価総額を調整したうえで投資比率を計算できるように変更します。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土、日、祝・休日を除く）

＜売買に関するご相談、口座の残高等のお取引情報についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。